

社会福祉法人 八峰町社会福祉協議会
役員報酬及び役員等の費用弁償規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人八峰町社会福祉協議会定款第9条及び第23条の規程に基づき、役員報酬及び役員等の費用弁償に関して、必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第2条 役員等とは、理事、監事及び評議員並びに委員をいう。

(報 酬)

第3条 会長の勤務形態は原則週2日半日とし、月額報酬50,000円を支給する。

(費用弁償)

第4条 役員等に対し、当法人の会議に出席した場合には、八峰町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例第3条別表第2の定額に準じて費用弁償を支給する。ただし、地方公共団体の長、その他常勤職員については、これを支給しない。

2 役員等が法人の用務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

3 前項の旅費については、職員に支給する旅費の例による。

附 則

この規程は平成18年3月27日から施行する。

平成24年4月1日一部改正

平成25年6月20日一部改正

平成27年3月27日一部改正

令和元年6月24日一部改正し令和元年7月1日より施行する。